

答 申

諮問第5号

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人が平成17年8月9日付けで行った訂正請求に対し、訂正しなかったことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

本件異議申立てに至る経過は以下のとおりである。

1 訂正請求

異議申立人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成17年8月9日付けで以下の3項目について訂正請求を行った。

- (1) 平成17年5月30日付け外来患者病状調査票の調査所見欄中、「主より働けないと書いて欲しいと言われたこともあるが」との主治医の発言（以下「当該発言」という。）記録の訂正。
- (2) 平成16年11月30日付け外来患者病状調査票の就労の可能性及びその程度欄中、中労働可能との記載を軽労働可能とする訂正。
- (3) 平成16年3月17日付け外来患者病状調査票の就労の可能性及びその程度欄中、中労働可能との記載を軽労働可能とする訂正。

2 非訂正決定

実施機関は、上記1の訂正請求に対し、非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、条例第31条第2項の規定に基づき、平成17年9月16日付け西健生第181号で異議申立人に通知した。

なお、訂正をしない理由は以下のとおりであった。

- (1) 請求項目（1）について、外来患者調査票は、調査員（3人）が病状把握、就労の可否等を検討するために作成したものであり、調査の結果、調査所見欄にある内容に誤りがあるとは認められないため。
- (2) 請求項目（2）及び（3）について、主治医との面談による病状調査を踏まえた総合的な判断の結果を記載したものであり、記載内容に誤りがあるとは認められないため。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年10月27日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対

し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、平成17年5月30日付け外来患者病状調査票の調査所見欄中、当該発言の記録（以下「当該記録」という。）を訂正しないこととした決定を取り消し、当該記録の訂正を求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書及び審議会における意見陳述によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

- (1) 当該記録は主治医が異議申立人から依頼を受けたとするものであるが、異議申立人が依頼した事実はなく、平成17年8月9日の受診の際にも確認したところ、主治医は依頼を受けたことを否定した。
- (2) 当該発言の有無について、異議申立人は主治医を交えた三者面談を要望したが、実施機関は「主治医が嫌だと言っている。」という理由で設定しなかった。しかし、異議申立人が「主治医が拒否し続けるのであれば、病院長に対し抗議を行う。」旨述べたところ、数日のうちに三者面談が設定された。
- (3) 平成17年10月20日に三者面談が行われ、その際にも、主治医は「聞いた覚えも言った覚えもないが、実施機関の3人の職員が聞いたと主張しているのであれば、何らかの誤解があったとしても否認しない。」と当該発言の有無を曖昧にしながらも依頼の事実がないことを明言した。
- (4) 主治医が当該発言の有無を曖昧にしたのは、発言していないと明言してしまえば、実施機関の職員の処分問題にも及ぶからであることを匂わせるものであった。
- (5) また、当該面談のために異議申立人が病院を訪れた時点では既に実施機関の職員は先着しており、事前に当該発言の有無について主治医と打ち合わせを行っていたものと思われる。
- (6) 異議申立人は診断書の偽造を依頼しておらず、主治医が依頼を受けなくてもいいのに依頼があったと実施機関の職員に話すことは不自然である。よって当該記録は実施機関の職員の悪意による公文書偽造である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が保有個人情報非訂正決定通知書、本件処分に係る理由説明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、概ね以下のとおりである。

1 当該発言の有無について

- (1) 当該発言は、「主治医が働けないと言っている」旨の異議申立人の主張を受け、平成17年5月30日に実施機関の職員が主治医に「働けないと言ったことがあるのか」と質問したことに対する回答として明言されたものである。
- (2) 当該記録は、平成17年5月30日の主治医からの聞き取りに同席した実施機関の職員3人が慎重かつ十分に協議・検討したうえで作成したものであり、誤りがあるとは認められない。
- (3) 平成17年8月18日に実施機関の職員が主治医に当該発言について確認を行った際には、主治医は当該発言を否定したため、実施機関の職員と主治医の間で当該発言の有無についてのやりとりが起こったが、記録としては主治医が異議申立人からの依頼を受けていない旨を述べたことのみを記載した。
- (4) 平成17年10月20日に行った三者面談において、主治医は「異議申立人からの依頼を受けた事実はないが、実施機関の職員が公文書に記載している以上、それに近い言い方をしたか、紛らわしい言い方をしたのかもしれない」旨を述べた。

2 本件異議申立てについて

- (1) 訂正請求の対象となる事実は、平成17年5月30日の病状調査における主治医の当該発言の有無であり、異議申立人と主治医の間に依頼の事実が存在したかどうかではない。
- (2) 異議申立人が主治医に対して依頼をしていないという異議申立人の主張については、平成17年8月18日の記録に主治医が異議申立人からの依頼を受けていない旨を述べたことを記載しているとおおり、争いのあるものではない。
- (3) 異議申立人と主治医の間には依頼の事実がなかったということは認識しているが、当該発言の記録は、平成17年5月30日に主治医が確かに明言した内容について実施機関の職員が記録したものである。ただし、後日の平成17年8月18日の記録において、主治医が当該発言内容を否定していることも記録しているため、それを読めば、当該発言を額面どおりに受け取れないものであることが理解できるものとなっている。
- (4) したがって、異議申立人が平成17年5月30日付け外来患者病状調査

票に記載された当該発言について訂正を求める利益はすでにないというべきである。

第5 審議会の判断

1 判断に当たっての基本的考え方

- (1) 保有個人情報の訂正請求制度は、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の記録内容が事実でない場合に、正確性を確保するという観点から、当該内容についての訂正を請求できることを権利として認めたものである。
- (2) 実施機関は、訂正請求があった場合、当該訂正請求に理由があると認めるときは、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で訂正をすることが義務づけられるのであって、例えば、過去の特定時点における事実を記録しておく必要がある場合にまで、現在の事実と合致するように訂正しなければならないものではない。
- (3) 以上の観点に立ち、当審議会は、当該発言の有無及び訂正の必要性について以下のとおり判断する。

2 本件訂正請求について

- (1) 本件訂正請求の対象となる当該記録は、実施機関の職員が主治医の発言として聞き取ったことを記録したものであり、異議申立人が主治医に対し依頼を行ったか否かの事実を記録したのではない。
- (2) 異議申立人は、訂正請求の理由として、異議申立人が主治医に対し依頼を行っていないことを主張しているが、当該記録は上記(1)のとおり、異議申立人が主治医に依頼をした事実について記録したのではないから、後日の実施機関の調査により依頼の事実がなかったことが判明したとしても、当該記録を訂正しなければならないものではない。
- (3) 当該発言については、その有無を確定できる客観的証拠は存在せず、実施機関は当該発言の存在を主張する一方で、当事者である主治医が平成17年8月18日の調査において当該発言を否定していることも認められており、当審議会としては、平成17年5月30日において当該発言が真になされたのか否かを判定することはできない。
- (4) かかる状況においては、当該記録を訂正しなければならないものとして判断することはできない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は本件処分に関し、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件異議申立てに至る原因となった保有個人情報の取扱いに関し、以下のとおり付言する。

4 付言

- (1) 本件に係る保有個人情報取扱事務においては、事務の目的を達成するために、時間の経過により新たに追加される情報を含め、本人に関する個人情報全体を1つの個人情報として使用するものである。
- (2) 当該発言については、平成17年8月18日の実施機関の調査及び同年10月20日の三者面談の場において、発言者である主治医が異議申立人からの依頼を受けた事実はなく実施機関の誤解であると否定していることは争いが無いのであるから、実施機関が保有する個人情報について正確性を確保するためには、当該記録は主治医の真意とは違っていることを表示しておくことが必要である。
- (3) このことについては、実施機関が主張するように、平成17年8月18日の記録に主治医が依頼を受けていないと発言したことが記載されることで、平成17年5月30日付け外来患者病状調査票の当該発言記録が異議申立人から主治医への依頼の事実を認定するものではなく、一定の正確性は確保されていると認められるから、一定の正確性は確保されているとすることができる一方、上記(1)で述べたように全体として事務の目的に使用されるものであるから、平成17年5月30日付け外来患者病状調査票に遡って加筆訂正をしなければ個人情報取扱事務の目的を達成できないものとまではいえない。
- (4) しかしながら、異議申立人による訂正請求がなされた後の平成17年8月18日の時点で実施機関は依頼の事実がないことを認識したにも拘わらず、その後の異議申立人との面談においても訂正請求に係る調査により判明した事実を異議申立人に説明することなく、本件処分に及んだことは、個人情報保護制度の趣旨に鑑みて不適切であったと言わざるを得ないものである。
- (5) よって、当審議会としては、今後の保有個人情報の取扱いに関し、請求に対する処分を行うに当たっては、本人に対し十分な説明を行うよう実施機関に要望するものである。

第6 審議会の処理経過

年月日	処理内容
平成17年11月9日	諮問書を受理（諮問第5号）

平成17年11月22日	実施機関から理由説明書を受理
平成17年12月7日	異議申立人から意見書を受理
平成18年1月20日	審議（第26回審議会）
平成18年2月27日	異議申立人並びに実施機関からの意見聴取及び審議 （第27回審議会）
平成18年3月17日	審議（第28回審議会）
平成18年4月21日	審議（第29回審議会）
平成18年5月26日	審議（第30回審議会）
平成18年6月30日	審議（第31回審議会）